

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 令和7年度第1回臨時理事会議事録
(書面による決議の省略)

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

常務理事の選定について

令和7年3月31日をもって辞任した越秀幸氏の後任の常務理事に小室明子理事を選定すること。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事

理事長 塩見 清仁

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和7年4月1日（火）

4 議事録の作成に係る職務を行った理事

理事長 塩見 清仁

令和7年4月1日理事長塩見清仁が理事及び監事の全員に対して、書面により理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき令和7年4月1日に理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び当事業団定款第33条2項の規定に基づく決議の省略の方法により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

上記のとおり、理事会の決議があったものとみなされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

令和7年4月1日

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団

理事長